

公 告

平成26年3月3日

公告第561号

大同生命健康保険組合
理事長 上田 雅 弘

平成26年度任意継続被保険者の標準報酬月額

平成26年度の任意継続被保険者の標準報酬月額について、健康保険法第47条にもとづき、下記のとおり公告する。

記

1. 標準報酬月額（上限） : 第26等級 380,000円

（平成25年9月30日現在の全被保険者の平均標準報酬月額 378,217円）

任意継続被保険者の標準報酬月額は、①か②のいずれか低い額となる。

① 退職時の標準報酬月額

② 380,000円

2. 適用期間 : 平成26年4月1日～平成27年3月31日

以 上